

## 第4回大川市文化財保存活用地域計画策定協議会 議事要旨

日時：令和6年7月8日（月）10：00～12：00

場所：大川市役所3階大会議室

出席者：委員：松岡、吉田、高橋、古賀、中村、中島、添島、藤岡（以下、委）、大庭（以下、大）

事務局：大川市 森、井口、東（以下、市）

都市環境研究所 池田、角田（以下、都）

### 1. 会長挨拶

### 2. 確認・協議事項

#### （1）第3回協議会の振り返り、文化庁協議の報告について

委）文化庁協議の振り返りの中で、全市計画 p77「初動」、重点計画 p86「若津と小保・榎津の往来についての課題・措置を記載」の内容が分からない。この後の内容の中で説明されるのか。

都）この後の内容になる。

#### （2）大川市文化財保存活用地域計画の工程表（案）について

委）7月24日の文化庁とのオンライン協議は今回の協議会の内容を踏まえた協議となるのか。

市）そうなる。

#### （3）計画書の構成について

##### 1) 全市計画について

##### ●資料

委）資料の事前送付をしてほしい。

##### ●協議内容

委）p73までの協議と考えてよいか。次第と計画書とでページ番号が異なっている。

p32からの歴史的環境は、差替文章での確認でよいか。

都）差替の p1 が計画書の p32 に該当する。

##### ●参考文献

委）日本書紀等記載がある箇所とない箇所があるが、参考資料は巻末にまとめて記載するかどうか等考えているか。

市）歴史的環境に対する質問か。

委）特に歴史的環境であるが、概要等も含む。根拠は必要となるのではないか。文化庁から指摘はなかったのか。

都）特に文化庁から指摘はなかった。事例によっては巻末でまとめて記載している。

委）記載がある箇所とない箇所がある。

都) 検討する。

### ●伝統的建造物群

委) 小保・榎津の伝統的なまち並みが少なくなっているが、そこに対する方向性はどうか考えているのか。

委) 小保・榎津のまち並みの建造物が減っていつている。6種類の伝統的建造物群として提示されているため、小保・榎津の伝統的建造物群としての位置づけを計画書内に記載するべきという意見でよいか。

委) 地域計画で記載なしならなしでよいが、どういった方向性なのかを聞きたい。

委) もう少し深く、詳細に書くべきではないかというご意見である。藩境のまち保存会も伝建を目指して活動を行っている。そういったことも触れるべきではないかという意見である。

委) 昨年3月に重要伝統的建造物群保存地区の選定に向けての調査を実施したいという要望書を町内会や木工関連の団体との連名で市長に提出した。その後の連絡はない状況である。市としてのまち並みに対しての意見をもらえたらと思う。

市) 検討したいと思う。

委) 地域計画の中に記載するかしないかを検討するということか。

市) そうである。

委) 文化財を守っていくための地域計画であるが、指定・登録文化財のための計画であって、未指定文化財については種類の整理を行うだけか。市はまち並みが崩れてもよいという考えということか。

市) そうではない。

委) なぜ記載するという積極的な意見にならないのか。

市) 一存では判断できない。

委) 文化財を守っていくという地域計画の中で、小保・榎津には伝統的建造物が群として残っているもので、将来的に保存していきましようという記載はできないのか。

市) 重要伝統的建造物群保存地区に選定するかはこの場では判断できないため検討させてほしい。

委) 重要伝統的建造物群保存地区の選定をするのは国である。

委) 伝統的建造物のなくなるスピードが早いため、あまり猶予はない。できれば、地域計画の中で触れられるよう検討してほしい。現場は厳しい状況になっている。

委) その辺りの表記をしてほしいという協議会の意見だと思う。

### ●伝統的建造物群の範囲

委) 伝統的建造物群の範囲はどのように考えているのか。

都) リストに範囲の記載はない。地域計画では市内にどういった文化財が所在しているのかを把握するものである。今後の文化財まちづくりの中で、不足している箇所や取り組むべき内容を把握するための文化財把握調査を実施したという整理。

### ●若津

委) 若津のデ・レーケ導流堤が文化財になっていないが、原因として所有者が分からないという

現状がある。保存会の活動も小保・榎津では活発であるが、若津では不十分であるため若津の住民の意識も高めていけたらと思っている。

委) 重点計画の方で説明があるということでよいか。

都) 具体的にどういったことに取り組んでいくべきかについて、重点計画の課題・方針・措置の中で意見いただければと思う。

### ●藩境

委) 今資料を見たので、どこかに書かれていることかもしれないが、なぜ藩境ができたか、その経緯について触れてほしい。元々は1つの藩の中にあっただが、立花氏が復活した際に藩境ができ、久留米藩と柳河藩に分かれた。元々は同じ1つの地域の人であったが藩境になったという歴史に触れられる場であり、その歴史を大事にしている地域であるということに触れてもらいたい。

都) 確認する。

### ●郷土歴史学習

委) p30の「郷土歴史教育」を「郷土歴史学習」、「生徒」を小学生も対象であるため「児童・生徒」、「郷土への誇り育成しています」を「郷土への誇り・愛着心を醸成しています」、「指導計画の作成を進めています」を「指導計画の作成、授業実践を進めています」に変更してほしい。

都) 修正する。

### ●文化財リスト

委) p47 未指定文化財一覧の件数の根拠は何か。

都) 別途文化財リストを作成している。

委) そのリストがすべてだと分かるのか。

都) リストは現時点版という整理で、今後も随時追加していくもの。

委) リストは提示されたか。

都) 計画書には添付しないバックデータとして整理している。

委) 建造物の件はどのような単位の整理か。

都) ○○家住宅など、1棟ずつではなく、住宅単位としている。

委) 報告書に記載している件数を書いているということか。

都) そうなる。リストは文化庁には提出するため、リストと計画書の件数は一致するように整理している。現状のリストは全数把握できていないため、課題方針措置にも、文化財調査の取組について触れている。

委) 伝統的建造物群の1件は小保・榎津のまち並みだと思うが、文化的景観の6件は何が入っているのか。

都) 長判の池、皇后社と片葉の葦、筑後川、旧酒見堰、荒籠・小保の渡し跡、若津港としている。

こちらが文化的景観にあたるかは暫定版であるため、ご意見をいただきたい。

委) 暫定版リストを提示してもらおうと意見が出る。

### ●醸造業

委) p27 記載の 1759 年は主屋建立年であり、製造販売開始は 1711 年である。また、「2 件酒造がいた」の表記は違和感がある。

都) 修正する。

## 2) 重点計画について

### ●協議内容

委) 協議の対象は p84～94 までか。

委) p94 までである。

都) 課題方針措置は次の項目で協議いただきたい。

### ●「筑後川大川口保存活用区域」の名称

委) 「大川口」が「川口」地区のイメージと重なる印象がある。

委) 小保・榎津であるから「藩境」はどうか。

委) 若津も含まれている。どうか。

委) 「大川口」とひとつにするのではなく、「小保」「榎津」「若津」という名称を出した方がよいのではないか。

委) 「小保」「榎津」「若津」とそれぞれ性格が異なるため、それぞれで整理するが一体としたまちづくりが必要だというまとめ方になるのではないか。ただ、「若津」は活動が少ないため、独立させるのはどうかという意見もこれまでにあった。「若津」の活動は見いだせてきたか。

都) 民間として観光協会や昇開橋の財団等が存在する。「小保・榎津」と「若津」に分けるというよりは、一体として捉えることにより、「大川口」というこれまでにない特性を見出せるのではないかと思っている。文化庁協議でも一体とした区域とすることに違和感はなかったため、一つの区域でよいかと思っている。

委) 「大川口」ではなく「小保・榎津・若津」という名称でどうか。

委) 家具の発展は明治以降であり、江戸期はあまり発展していない。「小保・榎津・若津」でよいのではないか。

委) 「大川口」という名称になじみがない。

委) 「筑後川大川口（小保・榎津・若津）」ではどうか。今後区域を追加する際に（）の中の名称を変更していく整理がよいのではないか。

委) 全市の計画があるので、他地域をないがしろにしているわけではない。今回の協議会の意見としては、「大川口」の名称にはなじみがない、「小保」「榎津」「若津」の名称を出した方がよいということである。

委) 小保・榎津は藩境であり、若津は若津港として船大工の発祥の地であり、木工業の発展の地であるため、「藩境・若津港」ではどうか。

委) 若津は船大工の発祥の地というのは誤解である。久留米藩の港として発展した。

### ●産業について

委) 大川口であれば産業、木工業が特性となると思うが、歴史文化にもあまり触れられていない。500年前からの歴史がある。まちづくりにも影響していると思う。まち並みにも木工所跡が点在している等、他の地域と区別される特性だと思う。大川組子等工芸品もある。計画にも具体的に盛り込んだ方がよいのではないか。

都) 区域の歴史文化の特性として、p84～87に歴史を物語る建造物が数多く残っていること、民俗芸能が継承されていること、木工業が基幹産業として発展し続けていることと整理している。それを踏まえ、p94で『「筑後川大川口の歴史文化」をみんなで守り活かす』という目指す方向を設定している。それを目指す具体的な取組を課題・方針・措置として提案している。

## (4) 課題・方針・措置について

### ●ふるさと学習について

委) 子供たちの学ぶ機会も重要だが、教員の学ぶ場も必要であり、今年度8月に「大川ふるさと学習講座」として、大川市郷土史研究会から講師を呼び、教員向けの講座を実施予定。全市計画の措置24・25あたりに追加してもらえたらと思う。

### ●実施主体について

委) 各措置はだれが取り組み、チェックしていくのか。

委) 実施主体は表の右側に記載があり、◎が主たる実施主体になっている。チェックは必要。地域計画作成後、進捗状況のチェックはどう取り組んでいくのか。

市) 大川市文化財専門委員会を中心に、必要によっては専門家の方にチェック頂く予定。協議会の設立は予定していない。

委) 久留米市は協議会を設立していたと思う。

市) 久留米市は設立している。

### ●有形文化財の修理復旧のための補助金交付

委) 全市の措置8に「修理復旧のための補助金交付」とある。江頭家住宅は街なみ環境整備事業の対象外に位置するため、補助が出ず、自費の修理が必要。そういった建造物にも補助が出るようになるのか。

委) この補助金交付は何を指しているのか。継続になっているがすでにやっているのか。

市) 現状は国・県・市指定の文化財には補助を出しているため継続としている。今後未指定文化財に補助金交付を実施するかまでは確定していない。

委) 地域計画作成後は未指定文化財にも補助が出るようになる、もしくは、そうしてくという方

針なのか。登録文化財は特にメリットがないのが現状。

都) 文化財についても補助金のメニューは増えてきているので、そういった補助金を使っていければという方向で記載している。

委) 若津にも未指定で修理が必要な伝統的建造物が複数存在する。補助金交付できるようになればありがたい。

大) 活用に対する補助メニューは複数あり、地域計画に補助金交付の計画が記載されていれば、補助金が交付されやすくなる。記載しておくのはよいこと。

委) 活用以外の補助メニューもあるのか。

大) 基本的には活用中心である。

#### ●有形の文化財について

委) 指定・未指定すべてにかかわる措置か。

都) 指定・未指定すべてである。

委) 未指定のものでも修理復旧に関する補助金が交付される可能性があるということか。

都) できる範囲内にはなると思う。

#### ●防災避難訓練について

委) 措置 16 で未指定文化財は文化財防火デーで当然避難訓練は実施しないと思うが、必要なのか。

都) 特に小保・榎津では、これから宿泊施設等活用される建造物が増えていく中で、観光客等人の出入りが増えていく。その際、住民が協力して初期消火をできるようになるということは大事だと思っている。

委) その内容はどこかに記載があるのか。

都) 現状記載はない。

委) もう少し丁寧に記載する必要があるのではないか。

都) 全体の記載内容を含めて検討する。

#### ●文化財の調査研究について

委) 措置 O-31 に伝統的建造物の調査研究とあるが、小保・榎津のまち並みの調査として、これまでに数回調査報告書を作成しているが、滅失しているものがあったり、更新や整理が必要になっている。

都) 含みを持って記載しているが、もう少し具体的に記載して欲しいとの指摘だと思う。課題・方針・措置を別に分けて、具体的に記載できるか考えたい。

### 3. その他

#### ●指摘箇所

委) 別途指摘があれば7月15日までに市に共有する。

#### ●次回日程

市) 次回は令和 6 年 10 月上旬頃、大川市役所での開催を予定。

以上。